



一般社団法人 広島青年会議所
2020年度 コンプライアンスマニュアル



発行：2019年10月 8日

目次.

1. はじめに ～ 事業運営におけるコンプライアンスについて.....	2
1-1. 知的財産権とは.....	2
1-2. 著作権とは.....	2
2. 著作物とは.....	3
2-1. 著作物の種類.....	3
3. 著作物の利用.....	4
3-1. 著作物の利用方法.....	4
1. 原則として著作権者の許諾を得る.....	4
2. 著作権者の許諾を得なくてよい場合.....	4
3-2. 引用.....	6
3-3. 転載.....	6
4. 事例.....	7
4-1. 外部委託と自主制作について.....	7
4-2. ポスター・チラシ・DVD・プレゼンテーション制作に関する注意事項.....	8
1. 講師・パネリストなどへの依頼について㊦.....	8
2. その他写真・マーク・キャラクターなど引用物㊦.....	8
3. JCIロゴマーク使用について㊦.....	8
4. 映像・ポスター等作成について㊦.....	9
4-3. 例会・事業・セミナー・フォーラムなどの開催に関する注意事項.....	9
1. バナー・看板などの制作物㊦.....	9
2. 講師・パネリストとの契約㊦.....	9
3. 一般来場者への撮影および写真の使用許可㊦.....	9
4. 音楽の使用㊦.....	9
5. マイナンバー取得に関する注意事項.....	10
6. 反社会的勢力排除に関する注意事項.....	10
7. SDGSマークの使用について.....	10
別紙1. 承諾書または契約書の中での約束事項に記載した方が好ましい条項.....	11
別紙2. 著作権契約窓口団体一覧.....	12

【別添資料】

講師関係書類様式集

様式01：講師依頼承諾書兼請求書

様式02：講師謝金振込依頼書

様式03：講師等出演依頼に伴うマイナンバーの提出について

著作物関係書類様式集

様式04：映像・ポスター等作成依頼承諾書

参考資料1：日本JCマークブランドガイドライン

参考資料2：カラーホイールを含むSDGsロゴと17のアイコンの使用ガイドライン

1. はじめに ～ 事業運営におけるコンプライアンスについて

近年、各種団体においてコンプライアンスが重要視されるようになり、法令を守らなければ訴えられたり、損害賠償を請求されたりするということが現実にも多くなってきています。これは広島青年会議所における事業運営においてもまったく同じことが言えます。そこで非営利型法人である広島青年会議所の社会的価値とブランディング向上のために、コンプライアンス管理体制を確立し、明確なルールのもとコンプライアンス（法令遵守）の徹底が必要となります。

我々の活動の中での、対内対外への刊行物や、セミナー、フォーラム、またその中で利用する映像や音楽等の中にも、他人の知的財産が多く含まれており、公益的な活動を行っているからといって、それらを無断で使用することはできません。適正に使用するためには著作権等の知的財産権の理解が必要となります。また、知的財産以外にも、事業における一般人・著名人の肖像やパブリシティの保護にも厳重に取り組むことが求められます。

※※※注意※※※

コンプライアンスの審査が必要となる事業資料は審議対象資料となります。

1-1. 知的財産権とは

知的財産権は知的な創作活動において、創作した人に付与される「他人に無断で利用されない」権利であり、著作権や産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）などがあります。

知的財産権	
著作権	産業財産権
著作権	特許権
著作権隣接権	実用新案権
	意匠権
	商標権

1-2. 著作権とは

著作権は権利の取得にあたって登録の必要はなく、著作物を創作した時に自動的に発生する権利であり、著作物を利用しようとする人に、著作権者が利用を許諾したり、禁止したりできる権利です。したがって「引用」など著作権法で認められている例外を除いて著作物を利用するには著作権者の許諾を得る必要があります。著作権の理解や遵守は、社会全体のモラルのバロメーターでもあります。著作権者の権利を尊重することが、新たな著作物の創作と文化の発展につながります。

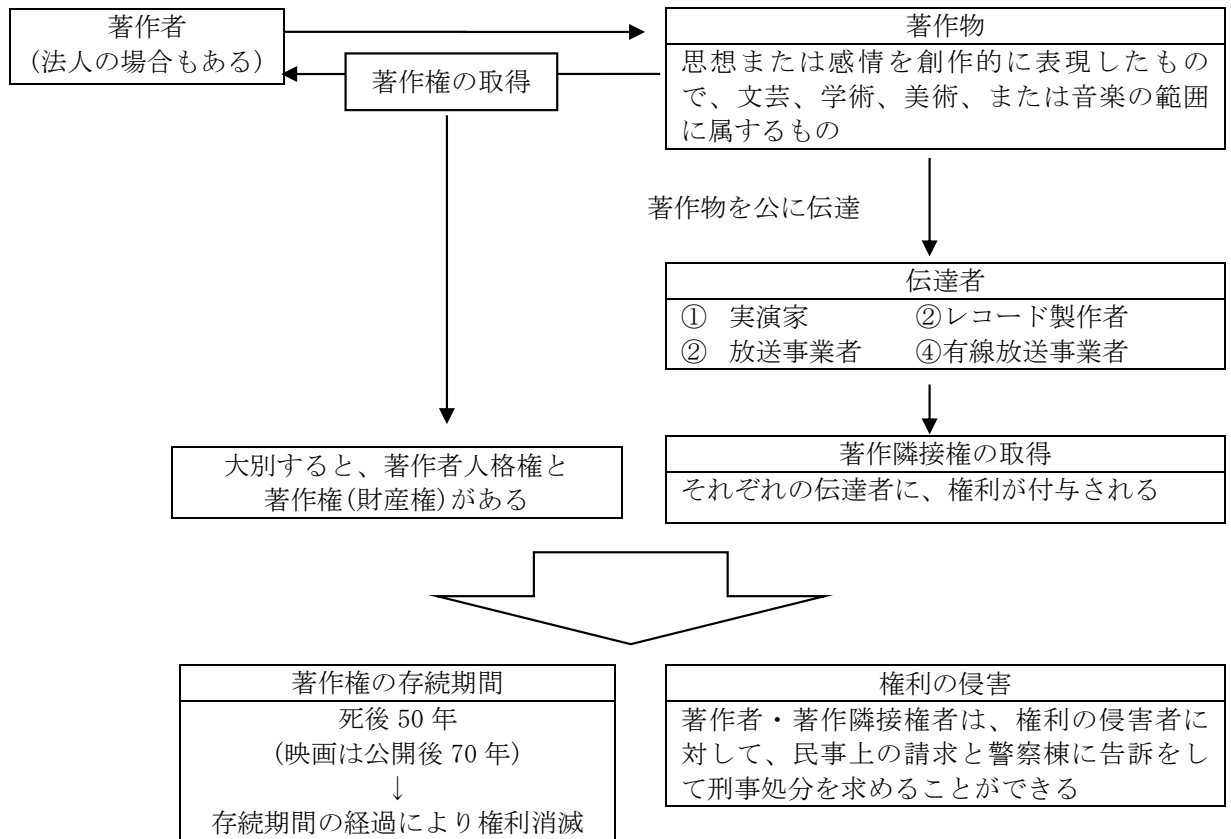


図. 著作権のしくみ

2. 著作物とは

2-1. 著作物の種類

著作権法では、著作物の種類を次のように例示しています。

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など（美術工芸品を含む）
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

3. 著作物の利用

3-1. 著作物の利用方法

1. 原則として著作権者の許諾を得る

他人の「著作物」を、コピーやインターネット送信やホームページへの掲載などの方法で利用する場合には、原則として権利者の許諾を得ることが必要です。この「許諾を得る」とは、利用の対価を支払う場合も無料の場合も、権利者と利用者が「契約する」ということです。著作権者と利用者が曖昧で不明瞭な契約を交わすことにより、後日不必要なトラブルが発生することを避けるためにも、「何の許諾を得ているのか」ということを明確にし、文書を残しておくように努めてください。

また、著作権者からの許諾をスムーズに行う為、契約窓口を一本化する団体（別紙2）が数多くあります。そのような団体を通じて契約することを勧めます。

なお、音楽をプレゼンテーション、DVDで使用する場合、「複製」にあたります。「複製」は私的使用の目的で使用する場合に限定されているので、使用する際の規模や状況によっては非営利目的であっても著作権料が発生することがあります。

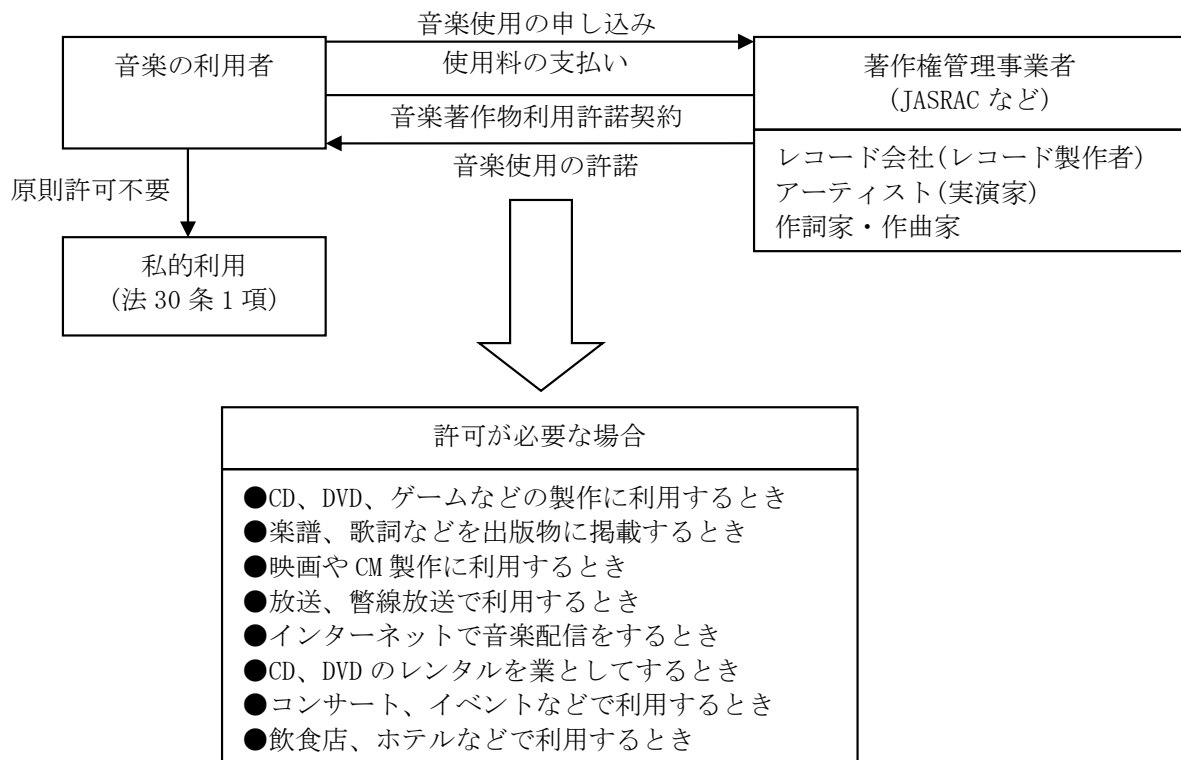


図. 音楽の利用

2. 著作権者の許諾を得なくてよい場合

①保護対象となる著作物でない場合

保護を受ける著作物以外のものは、許諾を得る必要はありません。

著作権が付与されない著作物

1. 憲法その他の法令
2. 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これに類するもの
3. 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁決に順ずる手続きにより行われるもの
4. 上記1. から3. に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人が作成するもの。

②保護期間が切れている場合

著作物には保護期間が決まっており、その期間を過ぎているものについては、著作権者の許諾を得る必要はありません。著作物の創作者の死後 50 年（映画は公開後 70 年）

③権利制限規定による例外の場合、引用など例外的な無断利用の場合

著作権法の中に「権利制限規定」と呼ばれる「例外規定」が数多く置かれ、一定の例外的な場合には、著作権者の許諾を得ずに著作物等を無断で利用できるとされています。

「公益」のために活動をする場合は、こうした例外規定の適用を受ける場面が多くなりますが、著作権の制限はあくまでも「例外」ですので、「いいことをしているのだから、無断で利用できて当然」などと思ってはなりません。著作権の制限の場合はその費用を「権利者個人」に負わせている、ということもよく認識しておく必要があります。

著作権の制限規定（著作者の許可なく利用できる場合）

1. 私的使用のための複製（30条）
個人で、家庭内などの限られた範囲で使用するなどの条件がある。
2. 図書館等における複製（31条）
政令で定める図書館等で、営利の目的でないことなどの条件がある。
3. 引用（32条）
公正な慣行に合致し、引用の目的が正当な範囲内であることなどの条件がある。
4. 教科用図書等への掲載（33条）
学校教育目的、著作者への通知、補償金の支払い等の条件がある。
5. 学校教育番組の放送等（34条）
学校教育目的、著作者への通知、補償金の支払い等の条件がある。
6. 学校その他の教育機関における複製等（35条）
授業における教材等に使用する場合などの条件がある。
7. 試験問題としての複製等（36条）
入学試験等で利用できる。営利目的の試験の場合は補償金の支払いが必要などの条件がある。
8. 視覚障害者のための複製等（37条）
点字図書館や視聴覚施設等においては、点字による複製や貸出用録音・録音の自動公衆送信もできる。
9. 営利を目的としない上演等（38条）
営利目的でなく料金を受けない場合、著作物について、公に上演し、演奏し、口述ができる。
10. 時事問題に関する論説の転載等（39条）
新聞・雑誌に掲載された政説・経済上の論説は他の新聞・雑誌に転載、放送、受信して自動公衆送信もできる。
 11. 政説上の演説等の利用（40条）
公開の政説上の演説・陳述、裁判手続等における公開の陳述はいずれの方法でも利用ができる。
 12. 時事的事件の報道のための利用（41条）
事件に関連する著作物は、報道の正当な範囲内において複製し、利用することができる。
 13. 裁判手続における複製（42条）
裁判に必要な著作物は、必要と認められる場合は複製ができる。
 14. 行政機関情報公開法等による開示のための利用（42条の2）
行政機関等の著作物（資料など）のコピーの利用ができる。
 15. 翻訳、翻案等の利用（43条）
著作物を許可なく利用できる場合は、その翻訳、編曲、変形、翻訳（要約含む）でも利用できる。
 16. 放送事業者等による一時的固定（録音・録画）（44条）
放送をすることについて著作者の許諾を得ていること、自局の放送などの条件がある。
 17. 美術の著作物等（写真含む）の原作品の所有者による展示（45条）
公衆の見やすい屋外に恒常的に設置しないなどの条件がある。
 18. 公開の美術の著作物等の利用（46条）
美術品については、コピーを販売する目的でない場合などの条件がある。
 19. 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製（47条）
解説、紹介のための小冊子に作品をコピーすることが許されている。出所の明示などが条件である。

3-2. 引用

引用とは、他人の著作物の一部を、紹介、参照、論評その他の目的で使用することであり、著作権者に許諾を取らずに行うことができることを意味します。

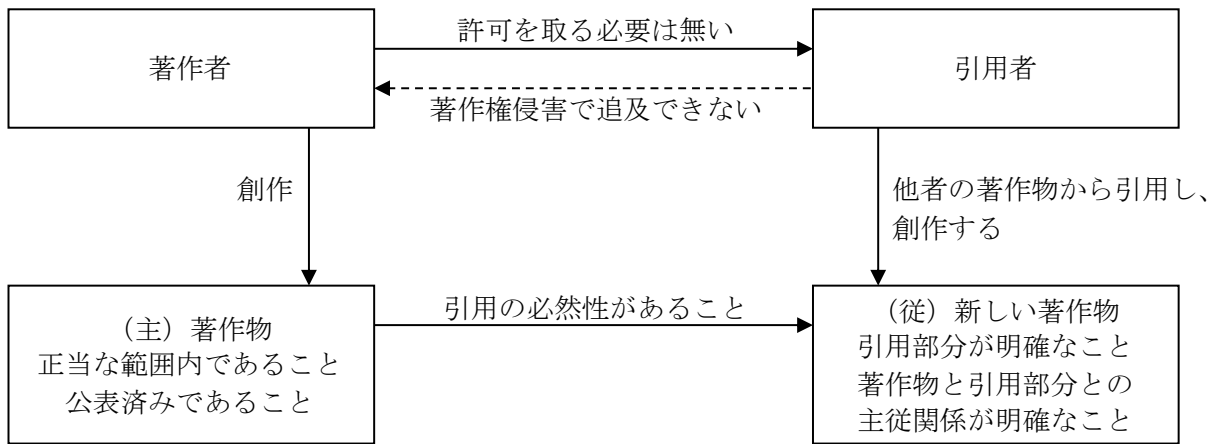


図. 引用が許される場合

公表された著作物を引用する場合、次の条件を満たさなければなりません。

- ①引用する資料等は既に公表されているものであること
- ②「公正な慣行」に合致すること
「公正な慣行」とは、公平かつ偏りのない一般社会で守られている規則的な作業あるいは行事を意味します。
- ③報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- ④引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- ⑤カギ括弧などにより「引用部分」を明確にすること
- ⑥引用を行う必然性があること
- ⑦出所の表記を行うこと

例. 雑誌や論文から引用する場合

- ①執筆者名 ②『雑誌・論文名』 ③巻号 ④頁 ⑤発行年
(表記例) 夏井高人『電子技術の進歩と司法の将来 (上)』判例タイムズ 711 号 42 項 (1990 年)

3-3. 転載

転載とは、他人の著作物をそのまま複製して、もともと公開されていた場所とは別の場所に公表された著作物を他の新聞・雑誌その他の刊行物に記載することです。インターネットが普及した現在では、主にソフトウェア・電子テキスト・画像データなどの電子著作物がその対象となります。つまり転載を行う場合は、著作権が発生しますので著作権者に許諾を得てください。「転載禁止」の表示がある場合には、引用を除く転載はできません。

4. 事例

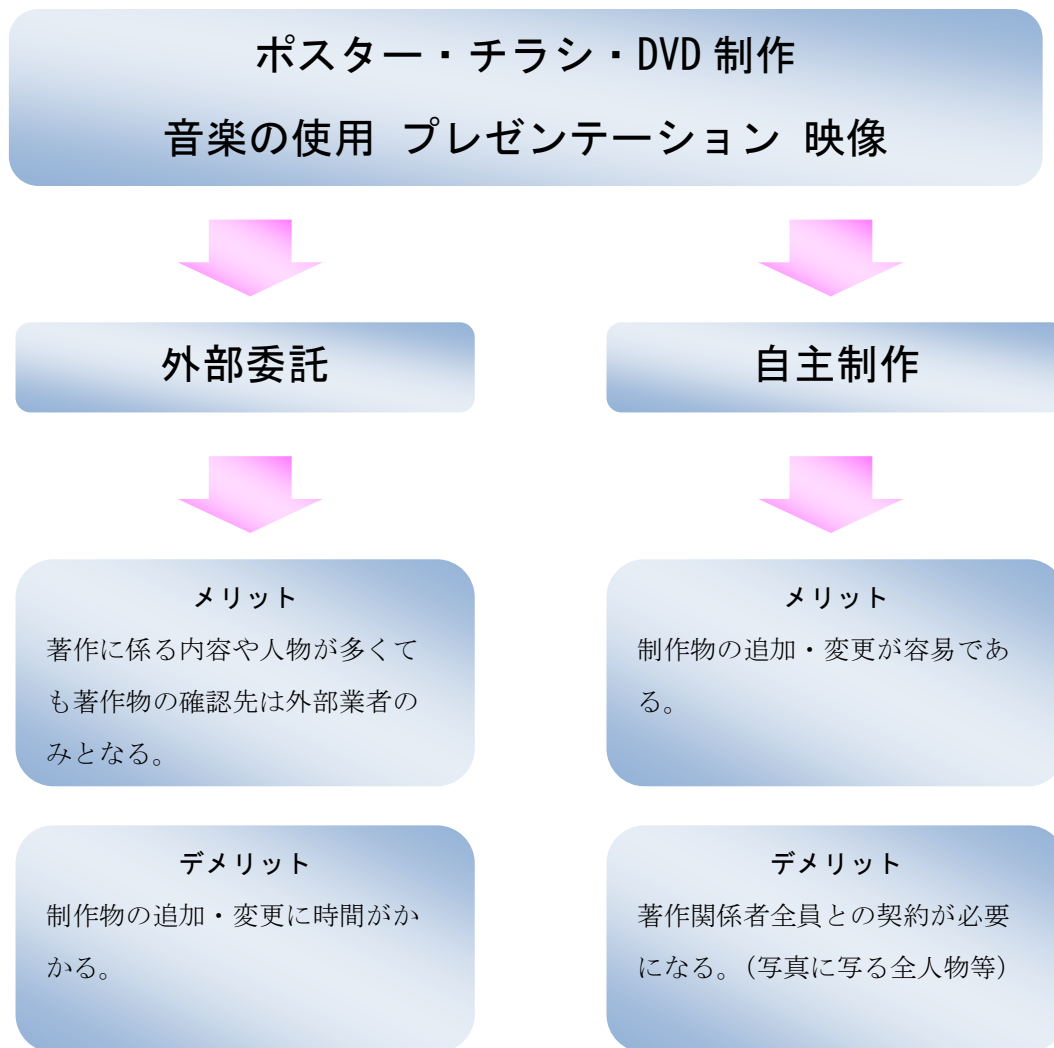
例会や各種フォーラムなど事業を行う時にコンプライアンスに注意しなければならない場合があります。

ここでは具体的事例をあげてご説明します。

4-1. 外部委託と自主制作について

制作方法として外部に委託し制作する場合と、委員会など自主制作する場合があります。

ここではそのメリットとデメリットについてご説明します。



※外部委託の場合は、委託先と著作権等侵害しない旨の契約が必要となります。

4-2. ポスター・チラシ・DVD・プレゼンテーション制作に関する注意事項



1. 講師・パネリストなどへの依頼について㉑

講師を依頼した場合には、講師依頼承諾書兼請求書（様式01）を記入捺印の上、提出して下さい。講師依頼承諾書兼請求書については、日時の明記等必要項目の漏れが無ければ講師側指定のものでも構いません。

また、講師依頼承諾書と併せて、裏面の確認事項を確認いただき、署名捺印を、必ずいただってください。後述するマイナンバーの取得についても、留意してください。

※常任理事会にて確認をさせていただきます。

2. その他写真・マーク・キャラクターなど引用物㉒

写真に写っている人、また他人の所有する写真・マーク・キャラクターなども著作物です。

これらの著作物を使用するには、注意が必要です。著作権フリーのものを引用する場合でも出所の確認を行う事をお勧めします。

3. JCIロゴマーク使用について㉓

「日本JCマークブランドガイドライン」に掲載されているもののみ使用可能です。ロゴマークの変形・色の変更・ロゴマークへの文字の追加などは一切認められておりません。ロゴマークの背景は必ず単色にしなければなりません。写真への配置やグラデーションは使用できません。JCIマークの周囲には、必ずJCIマークの中の地球0.5個分の余白を空けなければいけません。

JCIマークの使用方法については一部例外規定もありますので詳しくは「日本JCマークブランドガイドライン」をご参照ください。（参考1参照）

※注意※

必要がない限り、JCIロゴマークを諸資料に記載、意匠に使う場合は、「Hiroshima」の記載のあるJCIロゴマークを使用すること。

使用推奨JCIロゴマーク

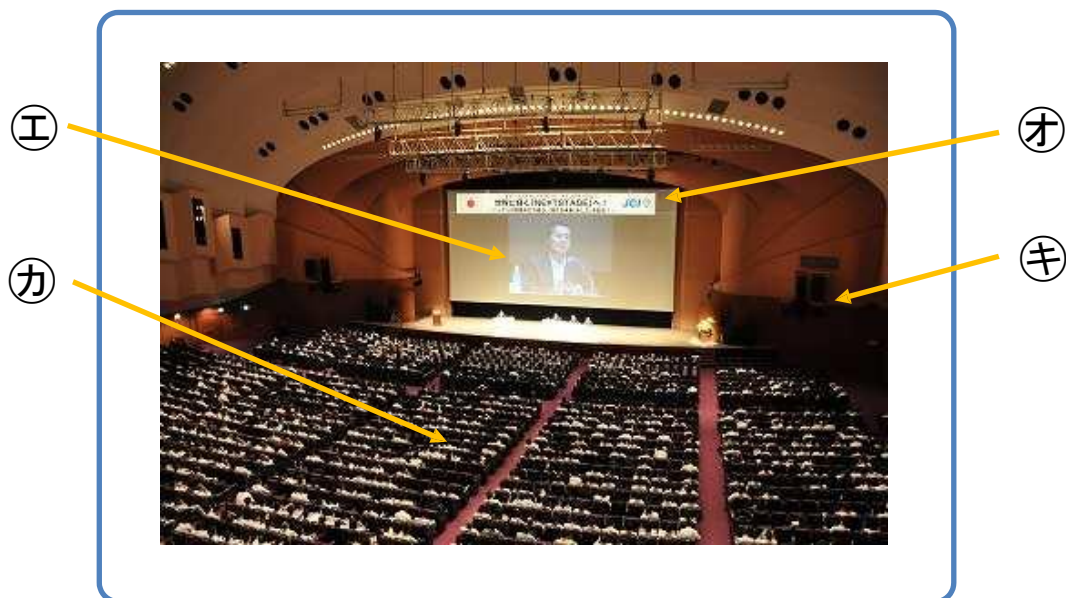


4. 映像・ポスター等作成について㊦

映像等の作成を外部依頼する際は、必ず映像・ポスター等作成依頼承諾書（様式04）に記入捺印の上、提出してください。

※常任理事会にて確認をさせていただきます。常任理事会による確認を受けた後、内容に変更を加えることがないように注意してください。

4-3. 例会・事業・セミナー・フォーラムなどの開催に関する注意事項



1. バナー・看板などの制作物㊦

㊦ JCI ロゴマークと同様です。

2. 講師・パネリストとの契約㊦

㊦ 講師・パネリストなどと同様です。

3. 一般来場者への撮影および写真の使用許可㊦

一般の方の写真を使用する場合（ホームページ・広報誌・外部への事業報告書などに掲載する場合）は、本人の承諾が必要ですので、注意が必要です。ただし、後姿や上記写真のような全景写真など個人が特定できない写真は除きます。参加者からの承諾は、参加申込書に附帯事項として記載することをお勧めします。

4. 音楽の使用㊦

音楽は著作物です。入退場時など事業中に流すBGMや、映像・プレゼンテーションなどに組み込んで使用する際の質問はJASRAC等の著作権管理団体で受け付けています。（別紙2参照）複製など著作使用料が発生する場合は、著作権管理団体と契約書を取り交わしてください。著作権フリーの音楽を使用する場合でも出所の確認を行う事をお勧めします。

5. マイナンバー取得に関する注意事項

2016年より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）が施行され、講師等への報酬を支払う場合、マイナンバーの取得を要することがあります。以下の要件に従って、マイナンバーを取得する必要がある場合、様式03「講師等出演に伴うマイナンバーの提出について」を、次の手順に従って作成してください。万が一、マイナンバーの提出を拒絶された場合には、マイナンバーの提出を拒否する旨の書面（様式指定なし）を、講師等から取得してください。これについても取得ができない場合には、具体的なやりとりの経過を日時とともに記録し、専務理事に報告してください。

【マイナンバーを取得する必要がある場合】

以下の条件を全て満たす場合、必要となります。

- ① 事業などで、有償で講師等を招聘する場合
- ② 講師等との契約が、個人である場合
- ③ 報酬額が、旅費・宿泊費を含め年間5万円を超える場合

【マイナンバー取得の手順】

以下の手順でマイナンバーを取得してください。

- ① 様式03「講師等出演に伴うマイナンバーの提出について」のうち出演者（契約者）のマイナンバー以外の項目を記載します。
- ② 上記記載を終了した書面と封筒を講師等に交付し、講師等から個人番号カード（若しくは通知カードと身元確認書類など）による本人確認を行った上で、マイナンバーを記載してもらいます。
- ③ 講師等にマイナンバーの記載をしてもらった書類を封筒に入れて封をした上で、一般社団法人広島青年会議所事務局宛に郵送してください。

*様式03は、コピーやPDF化しないようにし、原本以外が一般社団法人広島青年会議所事務局以外で保管されることがないように、くれぐれも注意してください。

6. 反社会的勢力排除に関する注意事項

2010年12月27日公布された、「広島県暴力団排除条例」に基づき、講演を依頼する講師や、各種見積もり依頼先に対して、暴力団の排除のために講ずべき措置等を講じる必要があります。契約書等で暴力団排除条項を記載する必要がある際には、別紙3の参考例を基に記載してください。

7. SDGs マークの使用について

SDGs マークを使用する際には、「カラーホイールを含む SDGs ロゴと 17 のアイコンの使用ガイドライン」に従って使用してください。詳細は参考資料2を参照ください。

別紙1. 承諾書または契約書の中での約束事項に記載した方が好ましい条項

司会や講演等を依頼する場合

- (1) 講演内容に関する事前広報について、新聞、テレビ、ラジオ等の各種広告媒体並びに一般社団法人広島青年会議所ホームページ及び広報誌への指定を受けた写真の掲載及び講演要旨、講師プロフィールの掲載
- (2) 講演中の講師の写真撮影
- (3) 講演の録音、録画、及び他会場への同時中継、並びに一般社団法人広島青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した同時無償配信
- (4) 講演内容の文章化、または要旨の作成
- (5) 文章化済み講演、要旨作成済み講演、または講師が講演にて自ら使用した資料、その他講演中撮影された写真につき、広報誌への掲載、複製、譲渡、または貸与
- (6) (5)につき、一般社団法人広島青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した無償配信
- (7) 録音・録画済みの講演（以下、単に録画物とする）、講師が講演にて自ら使用した資料、その他講演中撮影された写真の複製、及び無償での貸与
- (8) 録画物の無償上映、及び講師が講演にて自ら使用した資料の視聴者あての複製、配布
- (9) 録画物、講師が講演にて自ら使用した資料、及び講演中撮影された写真につき、一般社団法人広島青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した無償配信
- (10) 一般社団法人広島青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した各種配信につき、配信期間を設けること

映像やポスター、チラシなどを業者に作成依頼する場合

- (1) 納入後、速やかに納入物の検査を願います。万一、納入物に不備がある場合や、企画意図に合致しない場合、速やかにその旨のご通知と、必要な対応を指示ください。指示された対応を速やかに実施いたします。
- (2) 本件受注にあたり、納入物につき第三者の著作権、その他の第三者の権利を侵害しないものであることを保証いたします。
- (3) 納入物の著作権及び納入物の所有権は、対価の完済により一般社団法人広島青年会議所理事会に移転するものとします。
- (4) 本件受注につき、一般社団法人広島青年会議所理事会での審議可決をその条件とする旨に異論ありません。

以上の約束事項にこだわる必要はありません。変更も自由にして頂いて結構です。

※重要なことは約束事項以外のことを行わないことです。

別紙2. 著作権契約窓口団体一覧

団体名	問い合わせることができる事項	連絡先
(一社) 日本音楽著作権協会 (略称：JASRAC)	音楽の利用許諾に関する事項	〒151-8540 渋谷区上原 3-6-12 電話 03-3481-2125
(公社) 著作権情報センター (略称：CRIC)	著作権に関する事項全般	〒164-0012 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー22 電話 03-5333-0393
(公社) 日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター (略称：CPRA)	実演家(俳優, 歌手, 演奏家等)の権利に関する事項	〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティ 11 電話 03-3379-3571
日本放送協会 (略称：NHK)	放送事業者の権利に関する事項	〒150-0041 渋谷区神南 2-2-1 NHK 放送センター 電話 03-3465-1111
(一社) 日本民間放送連盟 (略称：民放連)	放送事業者の権利に関する事項	〒102-0094 千代田区紀尾井町 3-23 文芸春秋ビル 電話 03-5213-7717
(一社) 日本映像ソフト協会 (略称：JVA)	ビデオソフトの著作権に関する事項 (レンタル, 上映, 複製等)	〒104-0045 東京都中央区築地 2-11-24 第29 興和ビル別館 2F 電話 03-3542-4433
(一社) 日本書籍出版協会	書籍, 雑誌等の出版に関する事項	〒162-0828 新宿区袋町 6 電話 03-3268-1301
(公社) 日本複写権センター (略称：JRRC)	書籍, 雑誌等のコピーの許諾に関する事項	〒107-0061 港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 階 電話 03-3401-2382
(一社) 日本写真著作権協会	写真の著作権に関する事項	〒102-0082 千代田区一番町 25 J C II ビル 3 階 電話 03-3265-7451
(公社) 映像文化製作者連盟	教育映画の著作権に関する事項	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 17-18 藤和 日本橋小網町ビル 7F 電話 03-3501-0236
デジタル時代の著作権協議会 (略称：CCD)	権利者及びマルチメディア製作者による著作権・著作隣接権の保護及び著作物の円滑な利用のための研究成果に関する事項等	〒163-1411 新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー11 階 (社) 著作権情報センター内 電話 03-5353-6921

別紙3. 暴力団排除条項の文例

第〇条 反社会的勢力の排除

1 甲は、乙（乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 政治活動等標ぼうゴロ
- ⑨ 特殊知能暴力集団
- ⑩ その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己、自社若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えるために、反社会的勢力を利用した又は利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4

① 乙は、乙又は乙の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項から第3項各号に該当しないことを確約する。

② 乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。

③ 乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

5

① 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲の報告に必要な協力を行うものとする。

② 乙が前号の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

6 甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ない

し補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

参考：公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター 暴力団対応ガイド総合版
<https://boutsui-tokyo.com/wp-content/uploads/guide.pdf>